

糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則

糸魚川市議会会議規則（平成17年糸魚川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

各特別委員会正副委員長会議	各特別委員会の所管事項に関する事項について協議又は調整を行うため	各特別委員会の委員長及び副委員長	各特別委員会の委員長
---------------	----------------------------------	------------------	------------

」

を

「

各特別委員会正副委員長会議	各特別委員会の所管事項に関する事項について協議又は調整を行うため	各特別委員会の委員長及び副委員長	各特別委員会の委員長
政治倫理審査委員会	糸魚川市議会政治倫理規則に反する疑いのある事項について審査を行うため	議長から任命された議員	政治倫理審査委員長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

政治倫理審査委員会を会議規則に定める協議等の場とするため、改正するものである。